

令和5年度津市農業委員会定期総会議事録

日 時 令和5年5月30日（火）午後2時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席委員 番号1番 小澤 哲男 委員、番号2番 川邊 千秋 委員、
番号3番 下井 弘 委員、番号4番 田村 明 委員、
番号5番 若林 卓哉 委員、番号6番 田口 慶則 委員、
番号7番 野田 清太 委員、番号8番 喜多 義幸 委員、
番号9番 竹尾 泰 委員、番号10番 田中 茂人 委員、
番号11番 清水喜代己 委員、番号12番 平松 崇己 委員、
番号13番 横山 光次 委員、番号14番 池山 允敏 委員、
番号15番 宮本 政春 委員、番号16番 中谷 秀也 委員、
番号17番 西森 偉統 委員、番号18番 結城 晋三 委員、
番号19番 太田 義政 委員、番号20番 諸戸 善昭 委員、
番号21番 坂野 大徹 委員、番号22番 中野たつ子 委員、
番号24番 岡田 勇樹 委員

以上23名

欠席委員 番号23番 水谷 隆 委員

議長 番号8番 喜多 義幸 委員

事務局職員 野村事務局長、加賀事務局次長、西澤調整・担当主幹、
服部担当副主幹

総合支所併任職員 久居：若松主査 河芸：本郷副主幹
芸濃：柴田担当副主幹 美里：中瀬担当副主幹
安濃：横井担当副主幹 香良洲：柴山担当副主幹
一志：澤田担当主幹 白山：東山担当主幹
美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 番号6番 田口 慶則 委員、番号7番 野田 清太 委員

事項

- 議案第1号 令和4年度事業報告について
- 議案第2号 令和5年度事業計画（案）について
- 議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

議 事 の 大 要

事務局長	本日は委員の皆様におかれましては、公私ご多用のところ誠にありがとうございます。ただ今から、令和5年度津市農業委員会定期総会を開催いたします。
事務局	現在の出席委員数を報告させていただきます。 在任委員24名中、23名のご出席をいただいております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項で、総会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないと規定をされております。 先ほど申し上げましたとおり、出席委員は過半数を超えており、この規定を満たしておりますので、本日の総会が成立いたしますことをご報告申し上げます。 それでは、開会に当たりまして喜多会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	< あいさつ >
事務局	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 津市農業委員会総会会議規程第5条の規定により、総会の議長は会長がこれに当たるとされておりますので、喜多会長に議長を務めていただき、議事を進めていただきたいと思います。 では、喜多会長、よろしく願いいたします。
喜多議長	ただ今事務局より説明がありましたように、規定により議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、まず議事録署名者の指名について、津市農業委員会総会会議規程第6条第2項の規定により、6番 田口慶則委員、7番 野田清太委員に議事録署名をお願いいたします。
議長	それでは、議案第1号「令和4年度事業報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	農業委員会事務局の服部でございます。よろしくお願いいたします。 本日は令和5年度津市農業委員会定期総会議案書と、令和5年度当初予算の概要と2点ご用意しております。無い場合はお申し出下さい。 まず、議案の方から説明させていただきます。 令和5年度定期総会 議案書の2ページをお願いいたします。座って失礼いたします。 第1、会議等の開催状況でございます。 まず、1、総会等でございます。 (1) 定期総会につきましては、5月26日に開催し、議事の内容は①令和3年度事業報告について、②令和4年度事業計画(案)について、③農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてでございました。

(2) 臨時総会につきましては、昨年度は任期初年度でございましたので、臨時総会を4月1日に開催いたしました。議事の内容は会長等の選出などございました。

(3) 役員会につきましては、2回開催しました。第1回は5月16日に開催し、議事の内容は定期総会についてなど、ご覧の2項目でした。第2回は9月29日に開催し、議事の内容は農地等利用最適化推進施策に関する意見書素案など、ご覧の3項目でした。

次に3ページに参りまして

(4) 市長と農業委員との懇談会につきましては、10月25日に、本庁舎8階大会議室で開催されました。内容は、担い手等への農地利用集積・集約化についてなど、ご覧の4項目でした。

次に2、事業推進会議等でございます。

(1) 地域別事業推進会議につきましては、第1回は、11地区において7月20日から7月29日にかけて各地で開催し、内容は農地利用状況調査（一斉農地パトロール）についてなど、ご覧の5項目でした。

4ページにかけて、記載しております。

第2回は5ページにかけて11地区において2月15日から2月24日にかけて各地で開催し、内容は農業委員会活動記録簿についてなど、ご覧の4項目でした。

次に6ページをご覧ください。

(2) 事業推進会議につきましては、8月10日に開催し、内容は農地等利用最適化推進施策に関する意見についてなど、ご覧の2項目で会議をいたしました。

(3) 全体研修につきましては、まず任期初年度でしたので4月12日に美里文化センター文化ホールで開催し、①農業委員・農地利用最適化推進委員の役割についてなど、ご覧の2項目についてご講義をいただきました。

また、翌3月23日に同じく美里文化センター文化ホールで開催し、①農業委員会系統組織を巡る情勢と対応についてなど、ご覧の6項目についてご講義をいただきました。

(4) 視察研修につきましては、新型コロナウイルスの感染状態が微妙な時期ではありましたが、受け入れ先に快諾いただきまして、令和元年度以来の視察に参りました。1月19日～20日にかけて、兵庫県の㈱八幡宮農組合と加古川市農業委員会を視察させていただきまして、内容についてはご覧の通りでございました。

次に7ページをお願いいたします。

3、農地部会でございます。

(1) 部会の開催状況につきましては、第1農地部会と第2農地部会において、毎月1回、主に農地法3条、4条、5条関係などの審議を行っていただきました。

この表は、月別に議事件数をまとめたものでございます。

8ページをお願いいたします。一番下の計の欄でございますが、議事件数については、3条関係が170件、4条関係が41件、5条関係が337件、そのほか届出関係や非農地証明願などございました。

次に9ページをお願いいたします。

(2) 農地転用に係る現地確認の状況でございます。1,000㎡以上の農

地転用について現地確認の件数と面積を月別にまとめております。

表の一番下の、1年間の計でございますが、第1農地部会は71件、面積は154,027㎡、第2農地部会は74件、面積は139,843㎡ございました。

次に10ページをお願いいたします。

(3) 農地法にかかる許認可などの状況でございます。

第1、第2農地部会の合計は、18条6項関係が、279件で687,628㎡、3条関係が、170件で301,002㎡、4条許可関係が41件で19,154㎡、4条届出関係が18件で5,990㎡、5条許可関係が337件で371,582㎡、5条届出関係が161件で96,047㎡ございました。

続きまして(4) 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定でございます。これは農林水産部より資料提供いただいております。

第1、第2農地部会の合計で、貸借につきましては、田が1,394件で4,536,733㎡、畑が206件で392,109㎡ございました。所有権移転につきましては、田が9件で28,479㎡、畑が20件で64,182㎡ございました。

次に11ページをお願いいたします。

4番の情報発信でございます。

(1) 農業委員会だよりの発行状況ですが、発行回数は2回ございまして、通巻で第36号を6月に、第37号を12月に発行し、記事の内容については、ご覧のとおりございました。

(2) 広報企画会議の開催状況でございますが、発行回数に応じてそれぞれ開催いたしております、1回目は5月16日、2回目は9月29日に開催し、内容については、それぞれ津市農業委員会だよりの発行についてございました。

次に、5番、農業者年金でございます。

令和4年度は、新規の加入者が1名、新規待期者はなし、新規の受給者は、老齢年金の4名でございます。現在、合計で加入者が18名、待期者が23名、受給者が合計367名でございます。

次に12ページをお願いいたします。

第2 農地等利用最適化推進活動でございます。

1番、農地利用状況調査(農地パトロール)の実施状況です。これは各地区で20回実施されまして、参加人員は103名ございました。農業委員24名、推進委員79名です。

次に13ページをお願いいたします。

2番、遊休農地の状況ですが、令和4年度遊休農地発生件数は69件で66,950㎡が発生し、解消件数は37件、38,291㎡が解消し、遊休農地(累計)は2,374件、面積は1,609,871㎡で、対前年度比で32件増、面積は28,659㎡の増でございます。

次に、3番、農地の利用集積の状況でございます。令和4年度末で、農地集積面積は3,940.45haで、集積率は51.4%、前年度比較で243.29ha増で、3.2%増ございました。

次に、4番、認定新規就農者の状況でございます。令和4年度、認定新規就農者数は3名ございました。

説明は以上でございます。

喜多議長 　ただ今の「令和4年度事業報告について」何か意見がございましたらよろしくをお願いします。

　　<異議なし>の声。

喜多議長 　ご意見もないようですので、本案件に賛成の方は挙手をお願いいたします。

　　<挙手多数>

喜多議長 　ありがとうございます。挙手全員で本案件は可決することに決定いたします。続きまして、議案第2号について、「令和5年度事業計画（案）について」を議案といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　続きまして、事務局の服部でございます。引き続き説明させていただきます。令和5年度事業計画（案）について議案書の15ページ以降で説明いたします。第1、事業方針でございます。では、朗読させていただきます。

令和5年度事業計画（案）

第1、事業方針

我が国の農業は、国民にとって必要な食料を生産するだけでなく、伝統や文化、国土の保全や治水等、国家の礎に多大な寄与をしてきた重要な産業の一つです。また、昨今のウクライナ侵攻に伴う食料やエネルギー価格の高騰は、我々の生活にも影響を及ぼし、国防やエネルギー施策と同様、農業も極めて重要な施策であることを再認識させられました。

しかし、農業の現場では、就労形態の変化に伴って、後継者不足や不在地主の増加による遊休農地の発生など、かつては目立たなかった問題に直面しており、今まさに、歴史的な転換局面にあると言えます。

こうした背景から、平成28年度には、農業委員会の新たな必須業務として、農地等の利用の最適化の推進を掲げることとなり、新たに農地利用最適化推進委員を任命して、これまで、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、「人・農地プラン」作成の参画など、地域の特性を考慮しながら、鋭意取り組んできました。

本年度も、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が連携して、法令に基づく権限事項を適正に処理する他に、今後2年間で、従来の「人・農地プラン」を更に進めた「地域計画」を、市内全域で作成する取り組みに参画する事を中心として、地域の特性を十分に考慮し、農地等の利用の最適化の推進を図り、優良農地を有効に活用して、次世代に引き継ぐことを目標とします。

また、三重県、津市、農業協同組合、自治会、農家組合及び農業関係団体などと連携して、課題の解決に向けて協同で取り組みます。

次に16ページでございます。

(1) 担い手への農地利用の集積・集約化

本市における担い手への農地の集積状況は、面積が約2,797ヘクタール、集積率は約34.5%にとどまっています。

農業は、文化や治水など多面的な機能を有する一方で、産業としても成立する必要があるため、効率性や収益性の低さなどによって、農業経営体は減少の一途を辿っています。

先祖より引き継いだ農地を守り、国民に必要な食料を生産し、農地の多面的な機能を維持し、そして次世代へ引き継ぐためには、農地を担い手に集積・集約化して、効率性、収益性を高めることが重要です。

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、地域農業に詳しいという立場を生かして、今後2年間で、市内全域で作成する、農地利用の未来設計図「地域計画」づくりに参画し、地域の特性を十分に考慮して、担い手へ集積・集約化を図ります。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

市内にある遊休農地は、令和3年度末が2,342件で、面積が約158ヘクタール、令和4年度が2,374件で、面積が約160ヘクタールとなっており、依然として増加傾向にあります。

また、農地を手放したいという相談も多く、後継者不在や不在地主の増加による遊休農地の発生が、今後更に懸念されます。

優良農地のまま担い手などに引き継いで行くためには、農地の見回り、そして変化があった時の対応が重要です。

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、地域農業に詳しいという立場を生かして、日頃は地域の農地の見回り活動を、年に一度は農地利用状況調査を行い、変化があった時を捉え、農地の意向把握やあっせんなどを行い、或いは、補助金制度を活用して遊休農地を復元し担い手などに引き継ぐなど、遊休農地の発生防止・解消を図ります。

次に17ページの3です。

(3) 新規参入の促進

本市における認定新規就農者数は、令和元年度が3人、令和2年度が1法人、令和3年度は0人、令和4年度は3人と高下して推移しています。

また、農業経営体は減少の一途を辿っており、新規参入が重要である一方で、参入に当たっては、地域での信頼や農地・施設などの確保、生産技術取得、資金調達など、大きな課題があり、その後も、市場原理や自然災害などのリスクに対応する必要があります、新規参入を阻む要因となっています。

これらの課題の中には地域の支援によって解消できるものもあり、また、認定新規就農者でなくとも、中小規模農家や兼業農家としての参入や、企業や福祉法人が参入する場合もあり、地域の多様な担い手として新規参入を促進するには、地域の支援体制を把握しておくことが重要です。

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、地域農業に詳しいという立場を生かして、活用できそうな農地や施設などの情報、そして、地域農業の担い手となり得る新規参入者の情報を収集し、新規参入者と地域の調整役として、地域の特性を十分考慮し、新規参入の促進を図ります。

次に18ページをお願いします。

第2 事業計画

事業方針の実現に向け、総会、役員会をはじめとする各種会議の開催、研修などの各種事業の実施など、次のとおり事業に取り組むものとします。

1、会議の開催

(1) 総会

農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、事業経過報告、事業計画などを議題として、5月に定期総会を開催します。

また、重要事項の決定など、必要に応じて臨時総会を開催します。

(2) 役員会

重要事項の協議、農地部会における審議案件の調整など、当委員会の円滑な運営を図るため、会長、各部会長及びそれぞれの職務代理者で構成する役員会を必要に応じて開催します。

(3) 農地部会

農地法に基づく農地の権利移動や転用に係る許認可、その他関係法令に基づく農地の利用調整などを審議し決定するため、また、農地等の利用の最適化の推進に係る事務について協議するため、第1農地部会及び第2農地部会を毎月1回、事前に定めた日程で開催します。

なお、部会を開催する前に、審議案件に係る農地の現況を調査します。

(4) 事業推進会議

地域別事業推進会議の意見集約会議として位置づけ、地域の代表によって、事業全般に関する協議の場として必要に応じて開催します。

19ページをお願いします。

(5) 地域別事業推進会議

各地域を所管する農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が参加し、農地利用状況調査などの農業委員会としての共通の取り組みについて情報共有を行い、農地等の利用の最適化の推進に関する事務などについて、地域に応じた議論を行う場として、概ね旧市町村を単位に年2回程度開催します。

(6) 広報企画会議

市の広報紙やホームページの活用により、広く市民に情報を発信し、また、農業委員会だよりを発行し、農業者に農業関係情報を発信しながら、農業委員会の役割の周知に取り組みます。

媒体の利用方法と情報発信のあり方、農業委員会だよりの紙面構成などを協議し決定するため、広報企画会議を開催します。

(7) 市長懇談会

農業委員会の所掌事務遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を、より効率的かつ効果的に実施する必要があると認められるときに、農地等利用最適化推進施策の改善について、市長懇談会を開催して具体的な意見を提出します。

通常、任期2年目の予算編成前までに市長懇談会を開催して意見を提出し、1年目は意見集約、3年目は政策反映について評価を行うものとします。

なお、令和5年度については、昨年度意見提出をしているため、政策反映に注視し、令和6年度に評価を行うものとします。

20ページをお願いします。

(8) 農地利用最適化推進委員定数検討会

農地利用最適化推進委員の使命と役割が求められている中で、他の農業委員会の状況も踏まえながら、活動の強化・充実に向けた体制強化を図るため、農地利用最適化推進委員の定数適正化に向けた検討会を開催します。

2、研修並びに先進地視察の実施

(1) 研修

農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の資質の向上を図り、また、最新

の制度内容や農業情勢などを把握するために研修会を実施します。

(2) 視察研修

農業委員会として事業を推進するにあたっては、先進地における取り組みや施設等を視察することは、有益であり、農業委員会委員を対象とした視察研修を予定します。

3、広報活動

(1) 農業委員会だより

農業委員会だよりを発行し、国・県・市などの施策の紹介、農業に関する先進的な取り組み、意欲ある農業者の紹介、農地関係の法律知識などの情報を農業者へ提供します。

(2) 広報紙及びホームページ

農業委員会の活動を市民に広くお知らせするため、農業委員会の任務と役割、具体的な活動、また農地転用などの農地法許認可事務に関する各種情報を中心に広報誌及びホームページに掲載し情報を提供します。

21ページをお願いします。

4、農業者年金制度の推進

農業者の老後の安定と福祉の向上のために設けられた農業者年金制度について、三重県農業会議、管内の農業協同組合と連携しながら、農業委員会だよりなどを利用し、普及啓発と加入促進に取り組みます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

喜多議長

ただ今事務局から説明がありました令和5年度事業計画（案）について、何かご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

川邊委員

はい議長。いろいろ事務局から事業計画の説明がございました。15ページの「令和5年度事業計画案」には、前向きな計画を盛り込んでいただいております。特に「地域計画」を作成するにあたり、自治会、農家組合との連携なしには、策定もできませんので、この事業方針に沿って危機感を持って実践していただきたい。

それと「事業計画」について質問と要望をさせていただきます。

まず質問ですが、直近3カ年の事業計画の中には「農業振興」という文言が3箇所入っておりました。5年度には「農業振興」の文言が全然入っていない。これはなぜですか。令和5年度の農地部会の計画に「農地等の利用の最適化の推進に係る事務について協議するため」との文言が入っておりますが、これまでは「農業振興に関する事項にかかる審議など」と入っている。この代わりに入っているのかを聞きたい。この2年間は審議されたことは無いように記憶しておりますが、前年度までは“審議”という文言が入っています。今年4月から「農業基盤強化促進法」の改正がありましたので、それに伴って「農業振興」を削除し、文言を変えたのですか。

次に、要望ですが、令和5年度の事業計画にある「農地等の利用の最適化の推進に係る事務について協議」すなわち、農業委員会法の第6条2項、同じく第6条第3項に規定された業務についての協議だと思っておりますが、「審議」と「協議」では意味合いが違うので、事業計画通り進めていただきますようお願いしておきます。2年間で地域計画を立てなければなりませんし、改革を図って前向きに取

り組んでいただきたい。以上です。

事務局

「農業振興」の文言が抜けたという点につきまして説明させていただきます。
農業委員会等に関する法律の中に、農業委員会に与えられている「所掌事務」が規定されておりまして、その中には「農業振興」という文言が入っておりませんでしたので、整合を図った結果「農業振興」という文字がなくなったという事でございます。ただし、この所掌事務の中には「農地等の利用の最適化の推進」という表現がございまして、この業務は事業計画の15ページ、16ページ、17ページが該当しますが、こういう活動の積み重ねが、ひいては「農業振興」に繋がるという認識でありまして、「農業振興」を消したという意図はありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

喜多議長

よろしいですか。

川邊委員

農地等の利用の最適化の推進が、ひいては農業振興につながるということで、農業委員会法の第6条の第2項、第3項の内容について、これからの部会の中で「審議」ではなく「協議」をしていっていただきたい。それだけはお願ひしておきます。

喜多議長

ありがとうございます。他にございせんか。

下井委員

3番下井です。16ページの(1)「担い手への農地利用の集積・集約化」について、これは、担い手を積極的に活用して農業振興につなげてほしいということなんですけど、現状を見ますと担い手が高齢化して後継者がいない、それと地元の担い手が少ない。私の南部地区は松阪の担い手がドッと入っています。他地区の担い手が入っているということは、いつ引き上げられるか分からん。10年の契約なのでその間は大丈夫ですが、10年過ぎたらいつ契約が切れるか分からんという状況がある。事業方針(1)のところで、「担い手の育成強化」という文言も入っておれば良いと思ひます。他の地区では、担い手はしっかりされているのかな、と思ひます。

それともう一つ、(2)「遊休農地の発生防止・解消」と(3)「新規参入の促進」。一言で言うと、新規就農者がドッとおれば遊休農地、耕作放棄地もドンドン解消していくのではないか。そういう意味で新規就農者を育成したり、発掘したりも非常に大切じゃないかと思ひます。その辺の文言が入ってないのが残念だと思ひます。

加えて、本年度以降、担い手の育成強化、新規就農者の育成、発掘というところを最重点事項ということで、具体的にこうしたら良いとか、農業委員、推進委員で議論する機会があれば良いなと思ひます。

事務局

下井委員より「担い手の育成強化」と「新規就農者の発掘」等の文言を盛り込んでどうかとのご意見でございました。議案では冒頭の文言に則りまして、担い手への農地利用の集積・集約化や、新規参入の促進を挙げておりますので、ご指摘の件は、これらに含まれているものと考えております。さて、この冒頭の文言では、地域の将来、地域の農地を、どの担い手が作っていくのか、地域の中で位置づけていく地域計画の策定が大きな目標となっております。例えば、

高齢化している担い手がみえたら、10年後作れるかという話を聞いていただいて、作れないということであれば、現段階ではその方を担い手と位置付け、10年後の担い手をどなたにするのか考えていただく、結果、地域内に担い手を見出せなかった場合、地域外の方はダメだということではございませんので、話し合いの結果、地域外の方でも良いということであれば、そういう方に来ていただく、そうした色々な位置づけを相談していくうちに、自ずと「担い手の育成強化」や「新規就農者の発掘」等の必要性に気付く事があるというのも、地域計画策定の大きな役割だと思います。

下井委員 事業方針の文言はそれで良いですが、後段の話は、担い手がそれなりにいるという前提の話かなと思います。担い手がいれば良いのですが、新しい担い手をどういう風に育成するか、という具体的なやり方ですね。そこで具体的に協議、議論できればかなと思います。未だ担い手はないけど、これから地区のこういう人たちを担い手に育成したいな、という育成の方法を議論できる場があれば良いかなと思います。

事務局 担い手を育成する方法について議論する場を、との事でございますが、育成するためには、費用や労力がかかりますので、様々な補助金や関係者を絡めて考えた方が良く多くあると思います。農業機械を購入するには補助金が活用できた方が良いでしょうし、農道や用排水等の維持を多面的機能支払交付金等を活用して地元が行うということもあるでしょうし、多方面に渡ってのフォローが必要となると思います。そこで、例えば、津市農林水産部が主催する令和版営農会議がありますが、そういった会議で、担い手の利用集積、新規参入の促進を進めるにあたって具体的にこういう事業を作りたいとか、こうした制度を作りたいとか、様々議論をされておられますので、これらを活用頂く方法もあると思います。また、昨年度につきましては市長に対して意見書を提出しておりますが、これを作成する過程の議論も活用頂けると考えます。

下井委員 大体分かりました。令和版営農会議が地区それぞれでありますので、積極的に利用するようにします。ただ、農業委員会委員24名のなかで議論する場がないかなあと思いますけど。

川邊委員 それについては「農地等の利用の最適化の推進に係る事務について協議する」と載っています。そこで協議しても良いと思います。時間が余ったら担い手の議論をしたら良いと思います。議論の場はあります。

下井委員 第1部会、第2部会があつて、皆さんどんな考えを持ってみえるのか知りたいと思っております、農業委員会委員24名全員が揃って議論する場があれば良いかなと思っておりますので。

坂野委員 そんなところで如何ですか。

喜多議長 他にございませんか。

ご意見もないようですので、本案件に原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

<賛成者挙手>

ありがとうございます。挙手全員で本案件は可決することにいたします。

喜多議長 続きまして、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」を議題とします。
事務局の説明を求めます

事務局 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」について、議案書の22ページをお願いいたします。

それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について朗読させていただきます。

私たち農業委員会委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地等の利用の最適化の推進を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員会委員、農地利用最適化推進委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和5年5月30日

津市農業委員会会長、喜多義幸

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

喜多議長 ありがとうございます。ただ今事務局から説明のありました農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について、何かご意見等がありましたらよろしく申し上げます。

<異議なし>の声。

喜多議長 ありがとうございます。本案件は原案通り決定することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

<賛成者挙手>

ありがとうございます。挙手全員で議案第3号「農業委員会の法令遵守の

申し合わせ決議(案)について」は原案通り可決することにいたします。

喜多議長

これで、本日の議事は全て終了いたしました。
議事運営にご協力を賜り、ありがとうございました。
これで定期総会は閉会させていただきます。
みなさん、本日はありがとうございました

午後2時40分

上記は、令和5年度農業委員会定期総会の議事を録したものである。
令和5年5月30日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____